

8 職場の上司からパワハラを受けている。

(相談内容)

職場の上司から、無視されたり、暴言を受けるようになり、その結果、医師から適応障害と診断されました。会社のハラスメントの相談窓口相談しても対応してもらえません。どうしたらパワハラをやめてもらえるでしょうか。

(回答)

パワーハラスメント（パワハラ）とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的苦痛・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言います。

パワハラへの初期の対応としては、そのような言動があった日時、場所、言動の内容等をメモとして記録することと、信頼できる上司や同僚に相談することです。

上司等に相談しても解決しない場合には、会社のハラスメントの相談窓口相談することになりますが、会社の相談窓口が対応してくれないとのことですので、労働組合に相談することや、労働局や労働委員会等による紛争解決制度を利用することなどが考えられます。

【参考条文】

◎労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に係る法律

(雇用管理上の措置等)

第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。